

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 2 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 木佐木 忠晶

神奈川県の不妊治療支援をすべての県民に届けるために

現在、我が国の出生数は減少の一途をたどっており、2024 年には 70 万人を割り込むことが予想されています。この深刻な少子化の状況に対し、国や地方自治体が一体となって対策を講じることが急務です。一方で、不妊治療を希望する方々の数は年々増加しており、2022 年には体外受精による出生数が 7.7 万人に達し、全体の出生数の 10 人に 1 人以上を占めるまでになりました。このことから、不妊治療への支援が少子化対策の重要な一翼を担っていることが明らかです。そして何より、身体的・精神的・経済的に大きな負担を伴う長く苦しい道のりを歩む不妊に悩む当事者に寄り添うものです。

神奈川県が、不妊治療の先進医療に対する支援を開始し、大きな前進を遂げたことは評価に値します。しかし、現時点で県と協調補助を行っているのは県内 16 自治体で、来年度からの実施を目指している自治体を含めても 19 自治体であり、人口で言えば半数に届かず、支援の広がりが十分とは言えない状況です。

そこで県としてこの現状のどこに課題があると考え、どのように改善していこうと考えているか知事に伺います。

さらに、不妊で苦しむ当事者に寄り添った支援を進めるためには、県内どこに住んでいても、自治体の財政力に左右されることなく不妊治療の支援制度を利用できるようにすることが不可欠です。そのため、県として不妊に悩む当事者一人ひとりに寄り添い、その苦しみを軽減し、希望を持って治療に臨める環境を整える必要があると思います。

県内どこに住んでいても不妊治療への支援が受けられるよう、県単独の制度を創設すること、少なくとも県の補助割合を増やすべきと考えますが、知事の意気込みと今後の具体的な方針について伺います。

不妊治療支援は、人々の人生と向き合う施策です。神奈川県が不妊に悩む方々の声に耳を傾け、持続可能な支援体制を築くための牽引車となることを強く望みます。

県内企業に就職をする若者に対する奨学金返済支援制度の創設について

労働者福祉中央協議会が 2024 年 6 月に行った「高等教育費や奨学金負担に関するアンケート」(<https://www.rofuku.net/20241018/>)によれば、奨学金利用者は大学卒業者で 45.2%、全体でも 31.2%にのぼっています。また、奨学金返済について 7 割が不安を感じ、4 割半ばが生活苦を感じているという深刻な状況が明らかになりました。さらに、奨学金返済が結婚、出産、子育てへの影響を及ぼしていると感じる人が 4 割近くにのぼり、この状況は以前から改善が見られていません。

アンケートの記入意見には「奨学金返済がなければもっと楽しく生きられた」「兄の亡くなった保険金のおかげで返済できた。そうでなかったら、不妊治療の末の 2 人の子供を持つことは考えられなかった。これから不妊治療をする人の中にも、奨学金の返済で諦める人も必ずいると思う。返済についてもう少し救いが必要だと思う」など、奨学金という名の借金が卒業後のスタートに大きな足枷となっている現状を突き付けています。

教育費の負担軽減については、高等教育まで段階的に無償化するという国際人権規約の規定を批准した政府が、もっと積極的な取り組みを行うべきと考えます。しかし、それまでの間、住民の

福祉向上や国の施策を地域から引き上げていくために、地方自治体としても様々な取り組みを組み合わせて教育費の負担軽減に取り組むべきです。

このような背景を受け、兵庫県では、県内中小企業に就職した若者に対して、本人・企業・県が1/3ずつ奨学金返済を負担する制度をさらに拡充し、本人負担分も県が負担する形で、企業1/3、県2/3を支援する制度を実施しています。この取り組みは、若者の経済的負担を軽減し、将来への不安を解消するだけでなく、中小企業の人手不足解消にもつながる効果的な施策として注目されています。

県内でも川崎市が教員不足解消に向けて、採用試験の上位者に限定されているものの、最大で200万円の奨学金返済支援を導入しようとしています。

東京都でも教員や技術系の公務員に対して返済を支援する方針を明らかにしており、神奈川県が後塵を拝しているのは明らかです。

こうした奨学金返済支援制度は、企業にとって大きなメリットがあります。就活に取り組む学生にとって奨学金の返済負担が軽くなることは、県内の中小企業への就職を選ぶ動機になります。これにより、企業は優秀な人材を確保し、人手不足の解消につながります。

また、経済的な負担が減った若者は、将来に希望を持ち、長く働き続ける意欲が高められることで、従業員の定着率が向上し、採用や教育にかかるコストも削減できます。

さらに、企業が若者を支援することで、地域社会からの信頼や評価が高まります。社会貢献に取り組む企業としてのイメージが向上することは、経営基盤の長期的な強化にもつながります。

このように制度を導入することで、応募が増え定着率が上がる可能性が高まることを踏まえれば、企業にとっても大きなプラスになるはずです。

帝国データバンク横浜支店の2024年10月の調査では、県内企業の55.7%が正社員不足と回答しており、「小規模事業者を中心に大企業の賃上げペースに追いつかず、人材の確保や定着が難しくなることが予想される」と指摘しています。神奈川県として人材確保策に取り組んでいるものの、依然として中小企業の人手不足が解消されていない現状を踏まえれば、取り組みの幅を広げ、小規模事業者も人手を確保できるように特段の支援をすることが必要です。

そこで神奈川県としても、若者の将来不安の解消と中小企業の人手不足解消を両立させるため、県内中小企業に就職した若者に対して奨学金返済の支援制度を創設すべきと考えますが、知事の考えを伺います。また、とりわけ体力の少ない小規模事業者に対して企業分も県が負担し、奨学金返済支援制度を導入する企業を広げるべきと考えますが、知事の認識の到達を伺います。

当事者目線の障害福祉を推進していくための施設運営の在り方について

1. 障害者施設の運営方法のあり方について

現在、ライトセンターと聴覚障害者福祉センターの次期指定管理者の指定に向けて準備がなされていますが、常任委員会の報告で指定管理者の選定に「経費節減」を評価項目に入れている点に強い違和感を覚えます。当事者目線の障害福祉推進を掲げるのであれば、障害者施設の運営は、コスト削減よりも当事者のニーズに応えるきめ細かな対応を最優先するべきであり、知事の言葉の本気度が問われています。聴覚障害者福祉センターは、現在も当事者団体が運営に関わり、利用者目線のサービスを提供しています。運営に当事者団体が関わることで、施設の使い勝手や

課題解決、改修・改善が当事者の目線で進められることが担保されると思います。

一方で、ライトセンターは、これまで指定管理者だった日本赤十字社神奈川県支部が次期の指定に手を挙げないとされており、ライトセンターを利用する視覚障がい者の方々の目線に立った運営をしていけるのかが目下の課題と言えます。障害者施設の運営は、単なる「効率性」ではなく、「持続可能な支援体制」の構築が肝心であると思います。

実績のある指定管理者が次期運営に手を挙げられないほどの経費節減を迫り、競争にさらすことになる公募が、逆に当事者目線の障害福祉推進のハードルになってしまうという不公正な結果を招来しているのではないのでしょうか。施設を直営に戻し、業務委託などで当事者の目線を運営に反映していくなどの手法も視野に入れるべきではないのでしょうか。

そこで県立の障害者施設の運営については当事者団体の参画を促し、県の継続的なモニタリングを通じて課題解決に取り組む姿勢が大切と考えますが、知事の見解を伺います。

また、新たな指定管理者が選定されることとなるライトセンターにおいて、経費節減も含めて競わせる公募ではなく、当事者目線でライトセンターを運営し障害福祉を推進できる団体を指名によって選定することや、直営に戻し当事者団体に業務を委託するなどの方法を検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

2. 視覚障がい者が安心して利用できるプールの確保について

現在、ライトセンターではプールの利用が休止されています。私が当事者団体の方から伺った「安心して安全に利用できるプール」は、ライトセンターを含めて県内 2 か所くらいしかないとのことでした。視覚障がい者にとって、水泳は健康維持や社会参加の重要な手段です。パラリンピックで活躍する選手もいる中、ライトセンターのプール休止は大きな支障となっています。特に、同施設のプールは視覚障がい者にとって「安全に泳げる数少ない場」であり、早期の利用再開が強く望まれています。

加えて、ライトセンターだけに依存せず、県内各市町村のプールでも視覚障がい者が利用しやすい環境を整える必要があります。例えば、体育センターは公共交通機関でのアクセスに時間がかかるため、地域の身近なプールで対応できるよう、バリアフリー化やスタッフ研修を進めるべきではないのでしょうか。

そこで県として、ライトセンターのプールの改修を進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。また、県内各地で視覚障がい者が安全に利用できるプールを普及していくための具体的な方針を示してください。また、市町村を含めたプール運営者に合理的配慮の提供ができるよう助言や必要な施設整備へ支援すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

県の特別養護老人ホーム整備促進の本気度について

団塊の世代が 75 歳となるいわゆる 2025 年問題の年を迎え、神奈川県は全国平均よりも年少人口や生産年齢人口の割合が多いとはいえ、今後高齢者人口の割合が増加する事態を避けることは難しい状況となっています。神奈川県高齢者居住安定確保計画においても、高齢単身世帯

は今後も増加が見込まれており、介護が必要となったときに安心して入所できる公的施設として特別養護老人ホーム(以下、特養)が重要な役割を担っています。昨年の特養待機者は、全県で1万人を超えており、その状況が解消される見込みもありません。

特養は、低所得者や重度介護が必要な高齢者、地方在住者など、社会的に弱い立場にある人々を支える重要な役割を担っています。公平性の確保、地域格差の是正、家族負担の軽減、公的責任の履行など、高齢化が進む日本社会において、特養を整備する必要性は一層高まっていると言えます。

かながわ高齢者保健福祉計画第8期では、3年間で約3400床の整備を進め、待機者の解消を目指していました。しかし、第9期計画では整備目標を掲げるのではなく、市町村から寄せられた待機者数をサービス提供目標として積み上げただけで、県としての特養整備に対する姿勢が明らかに後退しています。

依然として待機者が多数いるにもかかわらず、待機者解消のための特養整備が進まない理由として、現状で特養に空床があることや、待機者から入所を断られるといった事業者からの声もあります。しかし、それは直ちに特養の需要が満たされていることを示すものではありません。実際、2020年(令和2年)3月の「特別養護老人ホームのサービス提供実態に関する調査研究 報告書」によれば、広域型、地域密着型ともに定員に対する入所率は97%前後となっており、地域による差はほとんど見られず、いずれの都市圏・都市区分でも同様の状況であることが報告されています。

また、2023年(令和5年)3月の「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究 報告書」によれば、入所辞退理由の上位を占めるのは、入院や他の特養や施設への入所が決まったこと、医療ニーズに答えられないことなどですが、入所費用の負担が困難であるという回答も無視できません。介護度1、2の方は原則として入所できないという状況や、多床室に比べて入居費用が高額となるユニット型が整備されていくことで、入所費用が払えないという状況が空床を生む要因になっていることを直視すべきです。利用者、事業者双方のためにも、こうした入所の制限要件はなくすべきであり、入居費用を低廉なものにしていくことや、所得に応じた減免制度を拡充していくことが必要です。

7期8期計画では、特養の整備目標が掲げられてきたにもかかわらず、9期計画からは掲げられなくなったことは、知事が特養の増設の必要性を持っていないと考えざるを得ませんが、知事の認識を伺います。県としての整備目標を持ち、目標達成に向け県有地の提供や賃借料への補助など整備推進に向けたこれまで以上の取り組みを進めるべきと考えますが、知事の姿勢を伺います。また、待機者がいる一方で施設に空きがあるとの話もある中、空床がある施設の数と空床率、その原因がどのようなものなのか、それに対する県の対策を伺います。

消費者施策推進指針の改正にあたっての県の取り組み強化について

1. 訪問販売被害防止に向けたステッカー等による拒絶意思表示の条例化について

神奈川県内の消費者被害は高止まりの状況となっています。オレオレ詐欺などに対して固定電話での対策が進んだことも背景に、電話勧誘販売だけではなく点検商法や押し買いなどの訪問

販売による被害が目立つようになり、訪問販売に関する相談が年間 6000 件近く寄せられています。

2017 年の神奈川県消費生活条例改正の際、神奈川県弁護士会をはじめとする各方面から、不招請勧誘禁止条項の導入や、「セールスお断り」「訪問販売お断り」といったステッカーを訪問拒絶の意思表示として条例上明確にすべきとの意見が寄せられました。パブリックコメントに寄せられた半数近くの意見がこの規定に関するものであり、その 7 割が賛成意見でした。しかし、これらの提案はなぜか見送られました。神奈川県は、「悪質な訪問販売撲滅！ かながわ宣言」を出しましたが、必要なのは具体的な対策であり条例上の位置づけです。

消費者の被害回復の観点から、立証が困難な口頭での拒絶に頼らず、一見して明らかなステッカー等による拒絶の意思表示を認めることが、被害救済に大きく役立つことは、弁護士会や消費者団体からも指摘されています。消費者庁の資料によれば、北海道はステッカーの貼付を拒絶の意思表示として運用しており、消費生活センターのあっせん交渉で活用されているとのことです。

そこで今回、消費者施策推進指針の改定にあたり、訪問販売による被害の実態を踏まえ、ステッカー等による訪問販売の拒絶の意思表示を指針に位置付け、条例改正に向けて取り組むべきと考えますが、知事の見解を伺います。

2. 適格消費者団体の活動維持・発展に向けた支援強化について

適格消費者団体は、消費者問題の解決において重要な役割を果たしています。これらの団体は、消費者が不当な取引や詐欺行為などの被害に遭った際に、集団的な救済や差止請求を行うことで、消費者の権利を守るための活動を行っています。特に、大規模な消費者被害が発生した場合には、個々の消費者が単独で対応するのは困難であり、適格消費者団体を中心となって問題解決に取り組むことが不可欠です。

しかし、適格消費者団体の運営は、会員からの会費やボランティア活動に依存しているのが現状です。これでは、持続的な活動や大規模な問題への対応が難しくなります。そこで、「消費者庁及び消費者委員会設置法」や「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」では、適格消費者団体に対する資金確保や情報提供など政府に必要な措置を講ずることを求めており、自治体としても連携が必要です。

消費者団体の活動の自主性を尊重しつつも、行政や事業者からの財政支援や情報提供を充実させることが必要です。これにより、適格消費者団体がより効果的に活動できる環境を整備し、消費者保護のさらなる推進が期待できます。

そこで県としても、適格消費者団体の自主性を保ちながら、活動資金の助成や必要な施設・設備の提供、情報提供の充実、寄付を受けやすくする制度の改善といった支援を強化し、適格消費者団体が活動を維持・発展させられる具体的な取り組みを進めることが必要と考えますが、知事の意気込みを伺います。

暮らしと環境に重大な影響を与えるリニア中央新幹線に対する知事の姿勢について

2025 年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故は、復旧に向け相当の時間を要することとなり道路陥没や地盤沈下は私たちの暮らしに深刻な影響を与えることを示しました。交通基盤整備による

被害として、県内では 2017 年に首都高速道路横浜北線工事で擁壁のひび割れや地盤沈下が発生し、2020 年には相鉄東急直通線工事に伴う道路陥没事故が起きました。

そして、リニア中央新幹線工事でも問題が続いています。2024 年 8 月には東京都品川区の目黒川で気泡が発生し、10 月には町田市の民家の庭から水と気泡が噴出しました。JR 東海は工事を中断し、因果関係を調査中です。岐阜県瑞浪市では、リニア工事による水枯れや地盤沈下が続いており、環境影響評価書に記載された対策が実施されていなかったことも判明しました。これはコストや工期優先で住民が犠牲になった例です。

リニア中央新幹線は、品川―名古屋間の工事が進んでいますが、約 8 割がトンネルで、特に都市部では地上 40 メートル以深の大深度トンネルを掘削する大規模事業です。静岡県大井川流域での水枯れや異常出水、東京外環道工事のような陥没の危険、東京ドーム約 50 杯分の残土処理など、問題が山積しています。残土には重金属が含まれ、大雨による崩落の危険も指摘されています。本県でも残土の不法投棄が問題となり、相模原では新駅設置に反対する住民運動が続いています。

2016 年、政府はリニア新幹線に 3 兆円の財政投融資を決定しましたが、品川―名古屋間の総工事費は 5.5 兆円から 7 兆円以上に膨らみ、工期の遅れや費用増加が避けられない状況です。JR 東海は 2027 年の開業を断念し、静岡県での着工も未定です。工事の遅れは全国的に広がり、進捗率は 10～20%程度と推定されています。

リニア新幹線は既存の新幹線の 4 倍の電力を消費し、省エネに逆行します。リモートワークの普及で乗降客数の見込みも下方修正が必要です。政府は大災害時の代替手段としてリニアを位置づけていますが、大深度地下を走るリニアこそ災害時に危険です。

品川―名古屋間の所要時間は現行の東海道新幹線で約 1 時間半、リニアでは 40 分とされますが、50 分の短縮のために巨額の予算を投入し、自然環境や住民生活に深刻な影響を与えるべきではありません。在来線では運転手不足や窓口の無人化が進んでおり、リニア事業の経済性も疑問視されています。

知事はリニア推進の立場ですが、住民の安全と環境を守るため、勇気をもって撤退を進言することこそ、命に責任を持つ知事のなすべき対応と考えますが、見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び選挙管理委員会書記長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 2 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 青木 マキ

【1】有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の検査について

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されています。環境省では、公共用水域及び地下水における暫定目標値を PFOS・PFOA の合算で 1 リットルあたり 50 ナノグラムと定めており、さらに 2026 年 4 月を目処に水道水質基準項目に PFOS・PFOA を加える方針を決めました。これにより、定期的な水質検査の実施が義務付けられ、基準値を超えた場合には、原因究明及び低減化対策の実施が求められます。

他都市においては、岡山県吉備中央町で、浄水から高濃度の検出があり、住民の血中濃度検査を行った例があります。PFOS・PFOA の血中濃度の基準は、まだありませんが、米国の指針 20ng/mL（ナノグラム）を被験者の 8 割が超え、500ng/mL を超えた人もいたと報道されています。

神奈川県においては、2020 年より原水及び浄水の検査を行い、検出がないことを確認しています。一方、井戸水・地下水・河川水からは高濃度の検出が認められており、井戸水の利用を停止するといった対応がとられていることと承知しています。また、地下水を原水としている周辺の県内自治体では、取水の停止等の対応を余儀なくされています。

原因については、泡消火薬剤を起因とする可能性が高いとされているものの、究明には至っていないのが現状です。そもそも、水だけが汚染されるということは考えにくく、汚染の原因は周辺環境・土壌からの移行があったことを示すものですが、土壌等の検査はこれまで行われていません。

農林水産省では、環境中に排出された PFAS の一部が、排水処理の過程で発生する汚泥に移行するとの報告があったことから、汚泥肥料中の PFOS・PFOA の分析法を開発、公表しています。この際の分析結果では、汚泥肥料中の PFOS・PFOA のいずれも 9 割以上が 50 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 未満でしたが、最も高い濃度を示した汚泥肥料は、250 $\mu\text{g}/\text{kg}$ という高い数値でした。内閣府食品安全委員会による PFAS の食品健康影響評価では、PFOS・PFOA のそれぞれについて、耐容一日摂取量（TDI）が 20 ng/kg 体重/日 と設定されました。仮に 250 $\mu\text{g}/\text{kg}$ の汚泥肥料を長期間使用して農産物を生産、摂取してもこの TDI を超えることはないと推測されていますが、肥料や土壌からの移行や蓄積については研究の途上であり、不明な点も多いとされています。

また、下水汚泥の肥料活用を行っている自治体の中には、流入水・放流水及び下水汚泥の検査を自主的に行っている事例もあります。検査結果においては、PFOS・PFOA が検出されていますが、常時公表することで大きな混乱にはならず、汚泥の処理を適切に行う

際の一つの材料として重要だと考えます。神奈川県においても、下水汚泥の肥料化の検討が始まっていると承知しています。検討をする上でも、濃縮する可能性が高い下水汚泥については、安心して活用できるよう PFOS・PFOA の検査を行うべきです。十分な検査体制は、県民の安心につながり、また検査結果の蓄積が、研究途上の調査に寄与するものと考えます。

そこで以下質問します。

1. 汚泥については、園芸用土としての活用も行っていることから、PFOS・PFOA についての検査を実施するべきと考えます。

2. 井戸や地下水の汚染源特定の一助となる土壌の測定を、まずは県有地から行うことを検討すべきと考えます。

3. 放流水及び下水汚泥の測定を行うべきと考えます。

以上3点について、知事の見解を伺います。

【2】里親制度の更なる推進に向けた里親の負担軽減について

本県では、神奈川県社会的養育推進計画に基づき、現状で令和11年度までに里親登録数を360組とする目標を掲げ、里親供給量の増加に向けた取り組みを進めていますが、里親のなり手確保が課題の一つと認識しています。

その理由としては、里親制度自体の認知度の低さの課題に加え、複雑な問題を抱えた子どもたちに日々向き合う里親への支援が、いまだ十分でないことも要因と推測されます。

県内の里親からは、高い意識をもち里親として登録をしたものの、実際の養育の困難や行政との手続きにかかわる負担により疲弊し、子どもの養育をやめてしまう里親も少なくないとの声を聞きます。

今後、本県の目指す里親供給量の増加を実現し、子どもの委託を向上させていくために、里親家庭へのさらなる負担軽減策が必要と考えます。

里親の疲弊対策としては、里親が一時的に養育を離れ休息をとることのできる、いわゆる「レスパイト」の確保が重要です。本県の推進計画でも、レスパイトは委託後の里親を支える必要な事業として位置づけられており、里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合は、他の里親あるいは児童養護施設等の施設を活用して、当該児童の養育を

行うことができるとする「レスパイト・ケア」制度があります。しかしながら、同制度の利用実績は、令和5年度では措置された子どもの数145人に対して、利用は23名で計140日にとどまるなど、制度がいまだ十分活用されているとは言えません。

その背景には、申請手続きの煩雑さや現場のニーズとのズレといった「使いにくさ」を指摘する里親の声があるほか、レスパイトを取ることで自体が里親としての十分な能力を備えていないと判断されてしまうことへの不安から、利用をためらうケースもあるとも聞きます。また、里親同士で子どもを預けるにあたっては、他の里親との日常的な信頼関係が必要ですが、近年の里親同士の関係の希薄化もあり、経験の浅い里親の中には、いざという時に頼れる里親同士のつながりが、十分できていないケースもあるとのこと。

こうした課題等を踏まえて、今後は里親が安心してレスパイトをとり、子どもの養育に向きあえる、レスパイト・ケア制度のさらなる充実・運用改善が必要と考えます。

その方向性の一つとして、里親同士のつながりを活用した、ささえあいの仕組みづくりが考えられます。

例えば横浜市では、地域ぐるみの子育て支援策の一環として、行政の設置するコーディネーターが仲立ちとなり、地域の中で「子どもを預かってほしい人」と「子どもを預かることのできる人」を結びつける、登録制のささえあいの仕組み「横浜子育てサポートシステム」が運用されています。このような取り組みは、様々な課題はあるものの、レスパイト等のサポートの提供を通じ、子育てをする親同士あるいは親と地域とのつながり形成にも寄与している側面もあると考えます。

このような、ささえあいの仕組みを里親支援の中にも構築することにより、レスパイト・ケア制度の利用促進を図るとともに、里親同士のつながり形成を積極的に支援し、現在子どもの委託をされていない里親や、長期間の養育から離れている里親なども含め、里親のネットワーク全体で、養育の負担の軽減や里親養育の活性化を目指す取り組みも検討していくべきではないでしょうか。

そこで以下質問します。

こうした仕組みづくりも含め、里親へのレスパイト・ケアの取り組みをさらに拡充し、里親の負担軽減を積極的に進めることで、里親のなり手の増加や里子の委託率の向上を図っていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【3】養育里親子・養子縁組親子への重層的な支援等について

社会的養護を推進するにあたり、国が里親委託等への家庭養護を優先する原則を打ち出して以降、本県でも地域で暮らす里親子の拡大に取り組んできたところです。近年の児童虐待件数の増加をふまえれば、今後も県内の里親のもとで養育をうける子どもの数はさらに増加していくものと想定されます。

また近年、家族の姿の変化・人生の多様化が進むなか、若い世代を中心に定型的家族像にとらわれない家族形成も広がりを見せていると考えられます。社会的養護にかかわる部分でも、実際に比較的若い夫婦が、はじめから民間あっせん団体のあっせんや養子縁組里親制度等を利用し、特別養子縁組で子どもを迎えるケースがあるなど、地域に暮らす親子関係の成り立ちも、次第に多様となってきたものと推測されます。

こうしたことから、養育里親子・養子縁組親子を問わず今後も増加が見込まれる県内に暮らすさまざまな成り立ちの親子を、地域のなかにゆるやかに包摂し支援していくことが、本県の社会的養護施策の今後を考える上で、重要な政策目標となると考えます。

そうした中、本年度（2024年度）の「かながわ子ども・子育て支援大賞」に、横浜市内の多様な親子の場「ことさんち」が大賞に選出されたことは示唆的です。

この取り組みは、里親子・縁組親子が「気軽に」参加できる遊び場において、地域の同じ悩みを持つ親同士が制度の垣根をこえて知り合い、行政に相談しづらい内容等も含め、相談しあったり、子ども同士のつながり形成を通じて、親子になった経緯や自治体などをこえて、親子それぞれのつながりと協力体制の構築を目指すものです。

こうした取り組みは、地域における社会的養護にかかわる親子への支援として、行政の進める施策を補完するものとして、重要と考えます。今後は、こうした新しいピアサポートの場づくりも含め、当事者への重層的な支援を目指していくべきとも考えます。

そこで以下質問します。

1. 今後、里親制度等の社会的養護の施策を推進していくにあたり、県の支援する里親子・養子縁組親子等、地域に生きる多様なかたちの家族をゆるやかに受け止め、当事者同士の助け合いや課題解決を支援する取り組みを、県としても積極的に進めていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

2. また、そうした施策の先に、さまざまな家族のありかたを包摂する共生社会を目指していくべきと考えます。本県として、社会全体で子育てをしていく取り組みの今後の方向

性に関し、知事の見解を伺います。

【４】選挙公報原稿のデータ提出について

選挙公報は、公職選挙法に基づき、候補者や政党の情報を有権者に届けるツールとして、紙面で配布されるほか、選挙管理委員会のホームページ上で閲覧することが可能になっており、候補者等の情報を公平に幅広く届けることのできる大変重要な媒体です。

選挙管理委員会では、使用する文字の色や掲載写真のサイズ、背景の色など、一定のルールの下、候補者から申請のあった掲載文をそのまま印刷することになっており、候補者はそのルールに従って掲載文原稿や掲載写真を作成し、掲載申請書とともに選挙管理委員会に提出しています。

その掲載文原稿の提出方法は、県選挙管理委員会作成の「選挙公報掲載申請のしおり」によると、原稿用紙か PDF ファイルの電子データと指定されていますが、2023 年執行の第 20 回統一地方選挙の際には、電子データの提出は CD-R/RW 又は DVD-R/RW に限られておりました。確認したところ、2024 年執行の第 50 回衆議院議員総選挙においても同様の対応であったと聞いています。

昨今は、電子データのやり取りは電子メールやクラウドサービスを利用したものが主流となっています。また、パソコンの機能も大きく変化し、CD や DVD といった光記録メディアのドライブを搭載したパソコンは数を減らしており、光ディスクの市場も縮小傾向で、今後の動向は不透明です。時代に即した提出方法への早急な対応が必要です。

そこで以下質問します。

選挙公報に係る掲載文原稿の電子データの提出に際しては、まずは使用可能な記録媒体の選択肢を増やすこと、さらに今後はセキュリティを確保した上で、オンラインでの提出を可能にする体制の整備を進めるべきと考えますが、選挙管理委員会書記長の見解を伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年2月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

県庁職員が能力を存分に発揮出来る環境について

周知の通り、県庁職員の人手不足は、民間同様に深刻な問題です。採用面でも、激しい人材獲得競争を余儀なくされ人材確保も大変です。さらに、優秀な人材を引き止めるための離職防止についても、全庁を挙げた働き方改革を進め、長時間労働の是正やテレワーク等の柔軟な働き方を推進し、職員が働きやすい職場にすることも必要です。その一方で職員の業務に対するモチベーションを維持し、やり甲斐ややる気を感じられる職場環境を整えることも実行しなければなりません。

そのような折、福祉職が東京都庁に転職する事例が増えていると聞き及びました。調べてみると福祉職だけではなく、事務職も同様とのこと。これは「東京都のブランド力」と「給与・収入面」での比較によるところが大きいと考察します。そして、それは如何とも解決し難いこと。

ゆえにここでは、やり甲斐と職場環境に焦点を当てます。

県庁職員の充足感について

次年度予算案には、やる気ある職員が成長出来る画期的な制度となるようにと、県庁版社内ベンチャー事業費が計上されました。

また昨年度からは、職員が自身の持つ、意欲、能力、経験及び知識等を最大限発揮させ、所属により異なる業務の繁忙期を「オール県庁」で支え合うとともに、職員の主体的なキャリア開発を後押しすることを目的として、職員による自発的な申出に基づく短期的な応援を調整する仕組み＝猫の手システム＝を構築しスタート。これは、職務時間の概ね2割以内を、ヘルプを求める所属からの呼びかけに対し、自ら手を挙げて所属以外の業務に携わることを可能としたもので、大変興味深く先行きを見届けたい制度です。

しかし、「猫の手システム」についてヒアリングしたところ、これまでのエントリーはわずか30件あまり。人手不足で、所属以外の他所の仕事までカバー出来る「余裕などない」ということ。

神奈川県職員・知事部局の定数は、増加傾向にあり、次年度分の条例改正案では7,884人が示されています。これが可決された場合は、2019年度以降の6年間で462人の増員となります。

しかし現代のように、社会の課題や問題が増えれば増えるほど、行政の業務は拡大します。

さらに働き方改革で、時短が求められてもいます。

とにもかかわらず、職員の絶対数が少ない状況が常態化しているのです。

このままでは、意欲・能力を存分に発揮するとか言う以前に、法規的な確実性の確保にも影響を及ぼしかねない大きな課題です。

● そこで知事に伺います。

県庁職員が自らの意欲・能力を発揮させるにあたって、現状の人員配置の充足感をどのように捉えていらっしゃるのか、所見を伺います。

持続可能な神奈川に向けた目標設定について

これまで、KGI 無き KPI はありえない、と次のように訴えてきました。

「新かながわグランドデザイン」の実施計画には、KPI=Key Performance Indicator=が示されている。KPI は、重要業績評価指標のことで、目標=Goal に至るまでのプロセスに関わる数値。KPIを設定しているのであれば、重要目標達成指標である KGI=Key Goal Indicator=が存在するはずであり、それを示すことが必要。KPI は、事業の進捗状況を把握し、改善させるために必要であるが、最終目標値である KGI を示した上で、KPI を提示しなければ意味がない。KGI ありきの KPI でなければ、ゴール=目指すべき目標値から見て、今自分たちは何処にいるのか？現在地が判らなくなってしまうため、最終的に到達させたい目標値を示すことが大事。ゆえに、本県も目指すべき KGI を示すべきである。

もちろん、民間が KPI を設定する際は、最終的に目指すべきゴールである KGI を設定します。しかし、県の KPI を見ると、果たしてそうになっているのか疑問です。ゴールを明確にしないことで結果へのコミットメントを避けているように感じてなりません。

なぜ、そうになってしまうのか、以下、他団体の公務員OBからのアドバイスも受け、紐解いてみました。結論は、「可視化のための取って付けたような KPI」がポイントと考えます。

以下、簡単にそのポイントとなる経緯です。

事業仕分けは、2002年、全国の自治体で始まった。さらに、2008年から国でも行われるようになった。その後、事業仕分けが勧善懲悪のワイドショー型・劇場型になり、公務員を公開で吊し上げた。功罪それぞれあったものの、そのような経緯から、公務員が萎縮し出した。そして、公開処刑のようなもので負ったトラウマから、保身のための KPI 設定になってしまった。そして、KPI が本来の意味を為さぬようになった。

以上ですが、このトラウマから行政職員が解放されることを切に願います。

現に実施計画の KPI には、目的や意味のよくわからないものが多く存在すると感じます。

さらに、前記の行政による KPI のことについて某市の幹部職員と話しをしました。

すると、「その通りだ」と苦笑い。「チラシを何万枚配る！」とか「セミナーを何回開催する！」とか「本当に嘆かわしい」とつぶやいてくれました。可もなく不可もない KPI を考えることも、仕事の一つになってしまっているのは現実、とのこと。

県庁職員には、能力の高い若手職員が多くいると認識します。しかしこのことは、やる気満々の若手職員のやり甲斐をそこなわせるには持ってこいだと考えます。

かつて神奈川県は地方の時代をリードしていました。さぞかし、やり甲斐があったと察します。

それが今や訳の判らない KPI を設定することも大事な仕事だとすれば、そんな悲しいことはありません。結果的に、県民生活の持続可能性を求めているのではなく、県庁組織の持続可能性を求めている、ということになってしまいます。

知事は、聖域なく「仕事の断捨離」を徹底的に進めるよう、トップダウンでメッセージを出した、とのこと。であれば、次の実施計画では、今ある KPI の中から、職員のやる気を削がないための

本当に重要な指標を厳選する断捨離を決行すべきと考えます。

新かながわグランドデザインは、県庁のためにあるのではなく、県民のためにあります。これまでの考えに捉われることなく、県民に明るい未来をもたらす「求めたい姿・求めるべき状態」としての KGI を設定した上で、それを目指した KPI を設定し直しましょう。

● そこで知事に伺います。

持続可能な神奈川を実現させるため、そして県の事業を正しく評価するため、次期実施計画では、これからの時代を担う若手職員の考えも採用しながら、県民に明るい未来をもたらす「求めたい姿・求めるべき状態」としての KGI と、それを目指すため本当に重要な KPI を設定し、県民に示すべきと考えますが、所見を伺います。

職場環境について

民間では、生産性の向上や従業員の確保につなげるためのオフィス改革がトレンドです。

県庁内でも、職員が働きやすい執務環境の実現を図るため、オフィス環境を改善する「オフィス改革推進事業」が進められています。

しかし、事務機器を更新して、レイアウトを変更しても、昼休みも、執務室の事務机でパソコンの前に弁当をひろげ昼食、そして束の間の休憩。ON と OFF の切り替えもままならない劣悪な職場環境であり、気の毒と言わざるを得ません。

労働力の流動性の高い民間企業であつたら、若手職員から逃げ出して行きかねないだろうと感じます。

● そこで知事に伺います。

せっきくの事務機器の更新とともに、もう一步踏み込んだ職場の環境改善を図るべきと考えますが、所見を伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則
第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 2 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 松長 泰幸

外国人犯罪の抑止対策について

進展する円安によって、多くの外国人が物価の安い日本に訪れやすくなっていて、2024年の訪日外国人は3,600万人を超え、過去最高水準になっています。同時に外国人の技能実習生も増加の一途を辿っています。

インバウンドの増加はGDPを押し上げ、また、多くの業界で人手不足のなか、外国人の労働力は必要不可欠であるので、外国人は今後ますます増加していくと予測されます。

国際平和の観点からも外国人との交流を深めていくことは非常に大切なことであると考えますが、文化・風習の違いから、地域住民との軋轢が起きるかもしれません。そうした方々とは、言葉の違いを乗り越え、日本の法律や文化・風習等を正しく理解させていくことも重要です。

外国人が増えるのに伴い、昨今外国人犯罪が目につくようになり、地域住民の体感治安を悪化させています。外国人が犯罪に手を染めてしまう理由は様々あると考えますが、その多くが経済的に困難な状況に陥ってしまうことが考えられます。

例えば、東南アジアからの技能実習生であれば、本国で多額の借金をして来日してくる方々も多く、その借金を何らかの理由で返済できなければ、安易に犯罪に走ってしまうことも考えられます。このような外国人に対して、罪を犯す前に踏みとどめさせる体制作りや相談体制を充実させていく方策も考えなくてはなりません。

そこで、警察本部長にお伺い致しますが、今後も増え続けてくる外国人に対して、外国人犯罪を抑止するために行っている現状の対策についてお尋ね致します。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年2月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「県内中小企業の産業人材の育成について」

国内では、少子化が止まらず、総務省が公表した資料「我が国のこどもの数」によると 2024 年 4 月 1 日時点での日本の総人口に占める子ども(15 歳未満)の割合は 11.3 パーセントと、50 年連続で低下しています。

また、今年、2025 年は、いわゆる「団塊の世代」全員が 75 歳以上の後期高齢者となります。超高齢社会が訪れることで生じるさまざまな影響は、2025 年問題とされており、その中で大きな課題の一つが、高齢化社会の進行による労働力人口の減少です。

さらに、インターネット(スマートフォン、SNS など)の普及により、転職サイトを活用するなど様々な方法で、従来よりも、気軽に転職できるような環境が整っており、従業員の採用競争が激化している状況と考えます。

このような状況から、あらゆる分野で労働力不足が課題であり、特に、製造業や建設業ではより深刻な課題と考えます。

労働者の働き方や転職方法の選択肢が増えたことにより、従来のような「1 社に長く勤める」という考え方にとらわれず、若手社員が早期退職し、少しでも労働環境の良い就労を求め、大企業等に転職する状況も見受けられると私は考えます。

そのため、中小企業では、若手社員の早期退職を防ぎ、定着率を上げるため、長く働き続けられるよう「職場環境づくり」や「従業員の人材育成」に力を入れる必要があると考えます。

国では、「建設労働者の雇用・育成の施策」や、「伝統技術の保護・育成への補助・助成」、「トライアル雇用助成金」など、様々なメニューはあるものの、現在の労働力不足を補う支援には結び付きにくいものと感じています。

そうした中、県では、中小企業への労働力不足の対応策などの議論を深めていることは承知しておりますが、企業の従業員への人材育成を充実させるため、製造業や建設業をはじめとする職業に直結する産業人材の育成の場として、職業訓練などの取組が必要と考えます。そこで知事に伺います。

県内中小企業の産業人材の育成について、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

「県道 70 号（秦野清川）の暴走車両に対する対応について」

秦野市の国道 246 号からの表丹沢の入口として県道 70 号があります。地元市民の生活道路としての利用はもとより、登山者やサイクリストなどにも親しまれるとともに、この先には「菜の花台」など夜景の綺麗な場所もあり多くの県民が訪れております。

そうしたなか、ヤビツ峠には、以前より週末になると走り屋の聖地などと称して改造車が集まり、スピードを競い暴走車両が県道を走り抜けている現状があります。そのため、事故によるガードレールなどの破損箇所も多く、表丹沢の入口の景観も損なわれているように感じます。

県土整備局におかれましては、県道をより安全に利用いただけるように県道 70 号のカラー舗装など、交通安全施設工事に取り組んでいただいていることを承知しております。

しかしその一方で、このような心無い暴走車両により地元市民の安全が脅かされていることと、一般車両が安全に通行しづらい状況になっていることを考えれば、様々な対策を講じていかなければならないと考えます。

秦野市ではこのような対策の一つとして菜の花台付近に防犯カメラを設置するなど対策をしておりますが、なかなか成果に結び付かない状況であります。

当局におかれましては、今までも秦野市縁辺部に至るまで、細かく巡回、警ら活動や交通取締りにご尽力いただいていることは承知しておりますが、生活道路である県道 70 号が、夜間でも安全に通行できるように暴走車両に対する更なる対策が必要と考えます。

そこで警察本部長に伺いますが、県道 70 号（秦野清川）の暴走車両に対する対応について所見を伺います。

「脱炭素社会の実現に向けた取り組みについて」

国土の 67%、県土の 39%を占める森林は CO₂の吸収源対策として大きな役割を担っているものと考えます。

ブルーカーボンは、2009 年に国連環境計画（UNEP）によって、海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名されたことを受け、地球温暖化対策の新しい一手として注目が高まっています。グリーンカーボンとともに、カーボンニュートラルや脱炭素とかかわりが深く、持続可能な社会を確立するための選択肢として今後の広がりが期待されます。

横浜市では、市民や事業者に向けて、ブルーカーボンについて広く周知させるための取り組み「横浜ブルーカーボン」を実施しています。

水族館等のアミューズメント施設「横浜・八景島シーパラダイス」と連携した子ども向けの各種イベントや、漁業協同組合や大学などと連携したイベントなど、多彩なアプローチで啓発を実施しているのが特徴です。

また、福岡市では、博多湾の環境を保全するためにアマモ場を作るといった活動を実施し、藻場が吸収・固定した CO₂量をクレジット化し、ブルーカーボン・クレジットとして売却しています。その収益をもとに、さらにアマモ場を増やしていくという好循環を実現している取り組みです。

このように、ブルーカーボンの取り組みが広がりを見せる一方で、神奈川県は首都圏にありながら県土の39%が森林であり、CO₂吸収源対策としてブルーカーボンと合わせてグリーンカーボンにも大きな期待が寄せられているものと考えます。

高知県では、グリーンカーボンの取り組みとして、森林の保全に欠かせない間伐の実施と啓発を実施しています。

間伐を実施すると、木々が十分に生育し、光合成を行えるスペースを確保できるようになり、CO₂吸収量アップにもつながります。

同県では、積極的に間伐を行うとともに、小学校の児童に対する間伐の体験教室などを開き、啓発活動にも力を入れています。

県ではブルーカーボン・クレジット化に向けた取り組みなど検討を進めていることは承知しておりますが、併せて、本県の39%を占める森林を生かした、グリーンカーボンの取り組みも必要と考えます。

そこで知事に伺いますが、今後どのように CO₂吸収源対策を効果的に取り組んでいくのか所見を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年2月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 小川 久仁子

1, 地方独立行政法人神奈川県立病院機構について

今定例県議会、2月12日の本会議において、知事は地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下病院機構）の2024年度決算が過去最大50億円の赤字が見込まれることを明らかにし、その要因として人件費の増加や光熱費など物価高騰の影響があることを挙げました。

また、民間病院も同様の状況であり、病院経営の先行きを懸念する声が上がっていることから、2月7日の定例会見において、「病院経営緊急対策会議（仮称）」を設置すると表明しました。緊急対策会議ですから、短期に結論をだしていくものと期待します。

こういう検討を行うことを契機に、県立病院の在り方について、中長期的に本格的に議論するべきではないかと、私は考えます。

公立病院に対して、運営する地方公共団体一般会計からの繰入金はいくらくらいをスタンダードで考えればよいのか？学術的指標があるのかと調査したところ、現在は、示されていないことがわかりました。しかし、神奈川県立保健福祉大学イノベーション政策研究センターにおいて、「地方公共団体による公立病院への財政資金投入とアウトカムに関する研究」が、今年度研究事業として始まったことを、私は偶然知りました。病院機構と協力して研究を進めることになっているそうですが、大変すばらしい研究だと考えます。その研究者の方には、「本県で言えば、がん病院とこども病院では、病院経営の在り方は全く異なるでしょうから、公立の専門病院として目指す在り方を慎重に研究していただきたい」と僭越ながら申し上げました。

足柄上病院のような人口減地域に存する総合病院と先進的な小児医療を提供することも医療センターとでは、あるべき姿が異なるでしょうし、公立病院として求められるアウトカムも当然異なってくるでしょう。公立病院として個々に求められる在り方を前提に個々の病院のアウトカムを考えるべきであります。

このような時機を得た研究をしっかりと進めるとともに、病院機構の今後の在り方を議論するべきであります。

現在、病院機構は医療安全の向上を目指して改革を堅実にやっている、と承知しています。

この質問をするにあたり、県立病院機構の改革の現況をヒアリングしました。知事の陣頭指揮の下、阿南理事長が県から派遣された職員たちと協力しながら、改革の道を歩き始めたことを確認でき、大変うれしく受け止めました。公立病院の在り方、経営の在り方を、常に議論しながら、病院機構が信頼できる病院となるように努力してもらいたいと考えます。

そもそも、病院機構・こども医療センターで起きた衛生用品備蓄不足やレジオネラ肺炎発生、術後患者死亡事件は、こども医療センターの特性を十分に病院機構の中で主張できず、5病院横並びの予算削減をこども医療センター側がやむなく受け入れたことが遠因なのではないかと、私は推測しています。物価高騰や環境の変化が著しい現在、病院機構の在り方、各病院の在り方を中長期的に、ぜひ再検討してもらいたいと考えます。

本県の県立病院の在り方として、以下を特に検討するべきであります。

- ① 県立循環器呼吸器病センターは存続する意義があるのかどうか？です。県立病院としては廃止してもいいのではないかと？循環器・呼吸器については、民間総合病院においても重点を置いている病院が多数あります。県立がんセンターに同診療科を統合すれば、循環器に課題を抱えるがん患者さんにとっても有意義な再編になります。
- ② 指定管理者によって運営されている神奈川リハビリテーション病院は、今後もこのままでもいいのか？地方独立行政法人として運営するべきではないのか？

③ 5 病院を一つの地方独立行政法人として、運営しきれぬのか？

効率性を優先して5県立病院を一つの地方独立行政法人として設立したが、その効率性を求めたことが、逆に各病院の特性を十分に発揮できない足かせになっているのではないかと。各県立病院をそれぞれ別の地方独立行政法人が運営するべきではないかと。または、一つの地方独立行政法人が運営する県立病院数を、2または3までに制限する必要があるのではないかと。一つの地方独立行政法人が巨大化するデメリットを防ぐ為です。現在の病院機構は、デメリット～先進的な医療を推進する専門病院と人口減地域の総合病院では目指すべき指標が異なるはずなのに、同じ土俵で議論されている～が強まっているのではないのでしょうか？

以上3点の提言に対する知事の見解を伺います。

2, かながわ共同会について

本県の障がい福祉行政を担い、県立障害者支援施設を県から委託を受ける形で生まれた「かながわ共同会(以下共同会)」。ある時は県副知事が理事長に就任するくらい、重きを置かれた社会福祉法人でありました。それが時を経て、社会の流れから取り残され、旧態依然としたケアを継続し、挙句の果てに、凄惨な津久井やまゆり園事件を引き起こしてしまいました。

それだけでは収まらず、傘下の愛名やまゆり園園長が女兒レイプ事件を起こし、懲戒免職、その後もご利用者への虐待事件が発覚し、指定管理者としての信頼感を失っています。

津久井やまゆり園の凄惨な事件が発生する前の状況は、虐待事件が発覚した県立中井やまゆり園や、愛名やまゆり園の状況と酷似していたと推測しています。障がいを持つ方々を人間としてではなく、忌避すべきものとして職員は対応しています。施設の中で起きていることを園ぐるみ、法人ぐるみで隠ぺいしてきた経過が、いまさらながら、愛名やまゆり園第三者委員会の報告書から読み取れます。

共同会は、県職員、障害者の方々の家族、NPO 関係者などが、共同して、障がい福祉の理想を実現するために、県内福祉従事者の大学とも呼べる実践施設を実現するという目的を掲げていました。本県福祉職員が退職後、数多く共同会に再就職してきましたし、出向することもありました。県立中井やまゆり園の幹部職員も、共同会と同じ人脈の職員達が幹部として赴任してきました。その結果、県関係の障害者支援施設は、社会の流れに取り残された旧態依然としたケア概念を継承し、虐待行為を繰り返してきたのだと私は推測しています。障害に対する同じ概念を持つ同じラインの人達が、県立、指定管理問わず、県関係の障害者支援施設では、職員人事を支配してきたのです。

障がい福祉という専門性を持つ限られた一部の職員たちが、同じ考えを持つラインを結成し、その仲間が、共同会傘下の施設への再就職をしてきました。

この人事の偏りを私が感じたのは、不自然なある職員の共同会への再就職を知ったからです。指定管理料と自立支援法による給付額とのダブりにより多額の純資産をつみ上げていた共同会への疑問点が監査で指摘され、平成 25 年3月の厚生常任委員会でこの問題について私は質疑しました。その時に、共同会をかばうような答弁していた当該課長が、共同会のある園の園長として再就職したことを後に知りました。しかも、その時の返還額は甘い調査の結果によるものであったので、その後も複数回にわたり返還額が発生するという事になったのです。

私は、機会あるごとに、共同会の資産調査をしてきました。調査の度に共同会の純資産は不自然に増額してきましたし、追及する度に返還額が発生してきました。不当に得た資産の返還を渋る、共同会のありように、社会福祉法人としての資格があるのかという疑問を私は感じてきました。

津久井やまゆり園の凄惨な事件が発生した時でさえ、当時の理事長は、共同会の在り方を反省もせず、共同会傘下の複数施設から職員がサポートに来てくれるから、立ち直れたのだと、シャーシャーと視察に行った私の前で言い放ちました。傘下の施設数が多く、系列のグループホームなども増設して、巨大化した共同会であるが故に、目が行き届かず凄惨な事件が発生した可能性が高いのに、巨大だから助かったとばかりの発言だったのです。

ただただ利益を追求し、入所する障害者の方々への心あるケアをないがしろにしてきた可能性が高い、と私は共同会の在り方を疑っていました。また同時にケアをする職員の方々の心のケアをないがしろにしてきたからこそ起きた津久井やまゆり園事件であるとも、私は疑っていました。疑う私の前で、理事長の反省の無い言葉は何回も発せられました。

何回視察を重ねても、視察時には、虐待の証拠は得られません。だからこそ、オーソライズされた会計状況を精査して、共同会を批判してきたのでした。確固たる証拠としての数字を調査したのです。その調査から、共同会がどつぷりと指定管理者という立場につかり、向上心に欠ける障がい福祉の現場を継続してきたことが推測できます。だからこそ、津久井やまゆり園事件が発生し、現状があるのです。

共同会への指定管理については、私が決算特別委員会で質疑を行う度に、不自然な純資産の増額があり、精査をする度に、指定管理料と自立支援法による給付金のダブりが見つかり、共同会から県への返還金が発生してきました。これは、共同会が姿勢を正していないという証拠そのものでありました。巨大化した組織ゆえにスケールメリットにより、資産が増加する。配慮の行き届いたケアより利益を優先する。そういう社会福祉法人としてはあり得ない姿勢そのものが、凄惨な事件が発生させ、事件の犯人を生んだものと、私は考えています。その反省が共同会には、微塵も感じられません。

虐待事件が発覚した愛名やまゆり園調査の中間報告書を見ても、理事長の厚生常任委員会での答弁を見ても、すっかり津久井やまゆり園事件を忘れているように、私には思えます。あれだけの事件を経験しているのですから、共同会の在り方を少しは反省する必要があったのに、その経過がみえません。

人手不足、スタッフ不足は介護・福祉の世界では、今は日常的な悩みの種です。評判の高い施設でも、同様の悩みを抱えているわけです。あの凄惨な津久井やまゆり園事件を起こした、共同会に、好んで就職してくる職員さんが、果たしてどのくらいいるのでしょうか？同じ給与、同じ採用条件であつたら、共同会を選択してくれるのでしょうか？この自覚が全く理事長には感じられません。事件後に就任したからでしょうか？外部から見て、どういう施設だとみられているのか？という客観性が乏しいのではないのでしょうか？当事者目線でのケアを謳い、毎年鎮魂の為に追悼式を実施していれば、贖罪されると考えているのでしょうか？経営者として甘すぎると、私は感じます。

県として、共同会の悪しき体質に、風穴を開け、悪しき福祉の流れを断ち切ろうとした時もありました。令和3年の指定管理者外部評価委員会の共同会からの提案に関しての評価は誠に厳しいものでした。これを受け、法人の改革として、人事について抜本的改革を行うことが共同会から示された結果、指定管理者となり、その時に理事長、事務局長などが交代し、現在に至っています。

それ以降、共同会の虐待事件などが、表に出るようになってきたのです。共同会が少しずつ変化してきた証拠だと、私は受け止めていました。理事長や園長が交代し、新しい風が入ることによって、時間はかかっても、共同会の体質そのものが変化・改善してくることを期待してきたのです。

しかし、愛名やまゆり園の第三者委員会中間報告を見ると、共同会傘下の他の施設でも同様の虐待が行われているのではないかと、という疑念が強く頭をもたげてきます。県は愛名やまゆり園を新しい福祉の地方独立行政法人に統合することを視野に検討すると発表しました。また、「(「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」において、建物の老朽化が進んでいるため、)小規模施設への再整備を進めるとの発表もあり、愛名やまゆり園が新しい出発をすることになります。これは、よい判断だと私は受け止めています。

共同会を設置したのは、本県でありますので、民間社会福祉法人ではありますが、代々理事長が県関係者であつたことを考えれば、共同会は県が責任もって方向性を決定するべきであると、私は考えています。愛名やまゆり園を新独法に統合するのであれば、凄惨な事件を起こ

した津久井やまゆり園も新独法に統合し、事件の責任を県が負っていくべきです。民間法人に、凄惨な事件の負の遺産を背負わせるべきではないからであります。

そして、共同会は解体的に出直すべきであります。これまでの、県の一部の誤った考えを持つ障がい福祉ラインの人々がかかわり、誤った発展をしてきた「かながわ共同会」。県が責任をもって今後の方向性を是正していくべきであります。障がい福祉ラインの誤った人事がもたらしてきた、本県障がい者施策の現状を、本県が責任をもって改革するべきなのです。本県の現在の障がい福祉人事について、すでに是正されていることを、私は承知しています。が、まだ、共同会が運営する障がい福祉現場には、誤った古いケア理念が蔓延しています。古い人事ラインの悪影響が残っているからではないでしょうか？

県直営・指定管理にかかわらず、本県の県立障害者支援施設において、これまでの障害者支援施設を支配してきた人事ラインを一掃し、当事者目線を持つ、穏やかでやさしい障がい者ケアが展開されるよう、改めて人事点検を行うべきであります。その人事の影響を一掃すべきです。

そこで、知事に伺います。

かながわ共同会は自律してたくしく出直し、発展していくために、県からの職員の出向も含め解体的再建を図っていくべきと考えますが、知事の見解をまず伺います。

そして、かながわ共同会が、指定管理で運営している津久井やまゆり園は、事件の負の遺産を県自身が背負い、払拭していくために、新しい福祉の地方独立行政法人に愛名やまゆり園と共に統合するべきと考えますが、知事の見解を伺います。

3, 新しい福祉の地方独立行政法人について

県は、福祉の地方独立行政法人(以下地独)を創設しようと、本定例議会に、当該地独の定款を議案として提案しています。

謳い文句はすばらしく、「福祉を科学する」とのことです。目標を高く掲げ、理想を追求する姿勢は、地独という新しい形態で、地に落ちた本県の障がい福祉施策の立て直しを図ろうという気持ちはよく理解できます。しっかりと、福祉の地独の理念を組み立ててもらいたいと期待しています。しかし、それだけで、本当にこころやさしい福祉の実現ができるのでしょうか？ここまで障がい者への虐待事件が発生している本県の福祉施設を、理想を謳うだけで、立て直すことが本当にできるのでしょうか？

理想と現場のギャップを埋める、職員と幹部の認識のギャップをつなぐ、具体的な提案が必要だと私は感じています。

理念・理想ではなく、具体的な提言をいたします。

障害者支援施設の現場でのケアをスタッフとともに担いながら、サポートできるケアスキルをもったサポートスタッフが、必要です。障害福祉ケアは、マニュアル本に書ききれない、一人ひとりの障がい者に適切なケアが必要です。現場で、その場で指導できる体制が最も必要なのです。研修だけでは、なかなかスキルは向上するものではありません。

また、一時的に人員不足に陥る時は、どんなケア現場でも起こりえることです。そういう時は、ルーティーンにこだわらず、臨機応変にスケジュールを変更できるようなマネージング能力をもったスタッフが現場には必要です。

また、高齢者施設では常識になっている施設への医師の往診。訪問診療。これが行われていなかったこと、往診を依頼しようかという声があった、という報告がありますが、こういう時代遅れな現状に私はあきれてしまいました。前例踏襲の悪習慣を是正できる視野の広さをもったスタッフの養成も必要です。こういう現場での具体的工夫は他にもいくらでもあろうかと考えます。ケア現場で活動する幹部職員が必要なのです。

福祉や介護の現場は、排せつ処理、食事、入浴の繰り返しです。決してきれいな仕事ではありません。強い自制心、忍耐力が必要になります。私はこれまで夫の両親、実母の在宅介護を、そして現在は夫の在宅介護をしていますので、介護や障害者ケアに専従する方々の心の保ち方は大変なものだろうと、推測しています。おむつ替えに時間がかかり、便まみれ、尿まみれになることも時にはあり、みじめな思いを私は何度も経験してきました。心のスイッチを切り替えることがこの仕事には大いに必要なのです。が、自己努力に頼るだけではなく、介護や障害福祉ケアに専従している方々の心のケアには、深い配慮が必要です。簡単な話ではありません。ケアする側の喜びなんて、なかなか体験することはできないと実感しています。

福祉を科学することによって、こういうケアする側の負担が少しでも軽減できるのであれば、本当に助かりますので、ぜひ進めてもらいたいと期待しています。

県立障害者支援施設の地独化に、当初私は反対でした。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の運営状況を調査したからでした。特にこども医療センターでの、レジオネラ肺炎事件と術後患者死亡事件を追及してきた立場から、地独への追及はなかなか困難である、という認識があったからです。評価委員会の在り方や、評価の公表の在り方、人事の在り方などを改革することは困難だと認識していたからでした。

しかし、本会議質問、委員会質疑を通じて追及し、その成果として、知事の決断があれば、地独を改革できることを、目の当たりにしましたので、新しい福祉の地独を創設することはやぶ

さかではないと考えるに至りました。何よりも、重要な観点は、地独にすれば、理事長という責任者ができる事です。責任を取るべき人がいる、ということがまず重要だと考えます。

しかし、地独であろうが、直営であろうが、指定管理であろうが、ダメな組織はダメなのです。人事がダメなら、その組織はダメなのです。また、県と地独とがどのように向き合うのか、明確に県民に示すべきであります。福祉の新地独に対してできる事が、他の地独ではできない、というような矛盾を引き起こさない為にも、4地独を持つことになる神奈川県として、地独との向き合い方の統一見解を県民に示すべきであります。

また、県議会常任委員会への経営状況報告を行うだけではなく、県民にも、しっかりと同様に理事長や理事などから、直接報告を行う機会を持つなどの工夫をするべきであります。

これまでの地独の在り方に加えて、新たな工夫を加えて新たに県と地独との向き合い方を示してもらいたいと考えます。

そこで、知事に伺います。

新しい福祉の地方独立行政法人の設立にあたり、人事の透明化を図り、これまでの県立障がい者施設を支配してきた独裁的なラインによる福祉の現場への人事を徹底的に排除すべきと考えます。これを明確に示してもらいたいと考えますが、知事の見解を伺います。

また、新しい福祉の地方独立行政法人を設立することを契機に、県と地独との向き合い方を、明確化するべきと考えます。昨年9月の質問趣意書でも指摘しましたが、各地独の評価委員会の委員選定にかかる姿勢には大きな相違がありますし、評価結果の公表内容も同一ではありません。各地独にはそれぞれ特性があることはよく承知しています。が、本県の地独なので、本県として地独にもとめることを、明確にするべきと考えます。それが、本県と地独との向き合い方を県民の皆様に明示することにつながると考えます。例えば、一つの地独が効率性を優先するばかりに、巨大化して制御不能におちいることを防ぐ為に、地独が運営する施設数、病院数、事業所数の上限を検討する必要もあると考えます。また、評価委員会の在り方に地独によって大きな差が生じてはならないでしょうし、県からの立ち入り調査等に関しても、横並びに全ての地独で受け入れるべきであります。また、経営状況の公表もより工夫が必要と考えます。

福祉の新しい地方独立行政法人を含めて、本県は4法人になります。上記の提言のように、県と地独との向き合い方を県がしっかりと整理し、県民に示すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年2月21日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 柳瀬 吉助

指定管理者の非公募及び一者応募の場合の評価のあり方について

本県においては、中長期的に人口減少が見込まれる中で、公共施設の老朽化も進行しており、維持管理コストが現状のままであれば、県民一人当たりの負担が増加し、最終的には施設の廃止を避けられない状況となる可能性があります。

こうした事態を防ぐためにも、指定管理者には施設の現状維持にとどまらず、新たな魅力を増やすなど、県費以外の収入を増加させる努力が求められます。また、その取り組みを後押しするためにも、県としても適切な運用を行うべきだと考えます。

通常の公募の場合は、複数の事業者の提案を競わせることによって事業の改善が期待できますが、非公募及び一者応募の場合、競争性が働かないことから、現行の評価の仕組みでは、経費節減及び業務改善の努力が期待しにくい状況です。

そこで、指定管理者の非公募及び一者応募の場合の評価については、複数公募の場合と同様、適切に評価でき改善が図れるよう評価のあり方を見直すべきだと考えます。

以下の点について、知事の見解を伺います。

1. 選定の際、外部評価委員会には、評価点数をつけることよりも、専門家として現地視察や他の事例等を踏まえ、事業の改善点を指摘してもらい、それに対する事業者の対応を評価すべきではないかと考えますが、見解を伺います。
2. 現行の選定方法や選定基準は複数公募を前提としており、非公募及び一者応募の場合には、「管理経費の節減等」の評価項目に課題があると考えます。例えば、節減努力等の評価項目の計算式では、提案額の積算が正確かつ適切に行われており、積算価格以下であれば、必ず満点となるような評価になっていると思われます。
また、選定基準の各項目の評価にあたっては、県が求める水準に対しどの程度優れた提案がなされているか、原則 5 段階の評価を実施していますが、絶対評価の基準が曖昧であり、特に一者応募の際に行われる評価については、他と比較することができず、評価が難しいと思われます。これらの点について見解を伺います。
3. 非公募は、特段の理由がある場合のみ認められるものと理解していますが、その事業者が何らかの理由で継続できなくなった場合、事業継続のリスクについてどのように考えているのか、見解を伺います。